

# 特定非営利活動法人HpRun定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人HpRunという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、年齢や性別を問わず、身体活動や運動に対して興味及び関心がある者に対して、身体活動や運動に関する事業を行い、スポーツの復興及び保健の増進に寄与することを目的とする。  
(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 身体活動や運動に関する事業
- (2) 保健及びスポーツに関する事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上4人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ

ならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。  
3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。  
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。  
3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容  
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称  
(3) 総会の決議があったものとみなされた日  
(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項  
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項  
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

## (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雜則

### (細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 細川空蒼

理事 諏訪克稀

同 奈良脇大也

監事 諸富偉大

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

### (1) 入会金

正会員 個人1,000円 団体10,000円

賛助会員 個人0円 団体0円

### (2) 年会費

正会員 個人0円 団体0円

賛助会員 個人1口5,000円（1口以上） 団体1口 50,000円（1口以上）

(設立認証申請用)

役員名簿

フリガナ	トクティヒエイリカツドウホウジンエイチピーラン
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人HpRun

役名	(フリガナ) 氏 名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	ホソカワ アオイ 細川 空蒼		あり	理事長
理事	スワ カツキ 諏訪 克稀		なし	
理事	ナラワキ ヒロヤ 奈良脇 大也		なし	
監事	モロトミ コウダイ 諸富 偉大		なし	

## 設立趣旨書

身体活動や運動が、罹患率や死亡率を低下させ、メンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことが認められている。しかし、身体活動や運動の健康に対する効果についての知識は国民の間に普及しつつあるものの、運動を実際に行っている者の割合は少ない。また日本においては、身体活動・運動についての長期にわたる時系列的な調査は少ないと、家事や仕事の自動化、交通手段の発達により身体活動量が低下してきたことは明らかであり、食生活の変化とともに、近年の生活習慣病増加の一因となっているという社会的課題がある。

その社会的課題について、国民の身体活動や運動に対する意識や態度が向上して、日常生活の中に身体活動を取り入れる人が増加し、身体活動量が増加することが望ましい状態だと考える。

望ましい状態に向け、その社会的課題に対して、全ての世代の多くの人が無理なく気軽に日常生活の中で身体活動や運動に取り組む方法の提供や環境を整えるという解決策がある。

今までにその社会的課題に対し、身近な人を集めて身体活動や運動をし健康及び保健の増進を図る活動をしてきた。

今後、年齢や性別を問わず、身体活動や運動に対して興味や関心がある者に対して、身体活動や運動に関する事業を行おうと考えている。またその活動が社会的課題の解決に寄与することにより、スポーツの復興及び保健の増進に寄与することで、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する。

法人格を持つことによって生じる、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、国民に対する信頼度が高まるというメリットによって、今までに任意団体として行ってきた、自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を目指すことから、任意団体や他の法人格ではなく特定非営利活動法人を設立することとした。

令和5年7月31日

法人の名称 特定非営利活動法人HpRun

設立代表者 細川 空蒼

令和6年度事業計画書  
法人の名称 特定非営利活動法人HpRun

## 1 事業活動方針

団体に対する知名度を高め、より多くの身体活動や運動に対して興味及び関心がある者を対象とするこ  
とを方針とする。

## 2 特定非営利活動に係る事業内容

### (1) 身体活動や運動に関する事業

#### ①身体活動や運動の機会を設ける事業

- ・内 容 ジョギングや鬼遊び、ボール運動などをするもの
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内・神奈川県藤沢市内・神奈川県大和市内等
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 身体活動や運動に対して興味及び関心がある者 おおよそ20人
- ・支出見込額 8,452円

#### ②身体活動や運動をする環境の保全を図る事業

- ・内 容 ごみ拾い等をするもの
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内・神奈川県藤沢市内・神奈川県大和市内等
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 身体活動や運動に対して興味及び関心がある者 おおよそ20人
- ・支出見込額 693円

### (2) 保健及びスポーツに関する事業

#### ①保健及びスポーツに関する情報発信をする事業

- ・内 容 ソーシャルネットワーキングサービス等で保健及びスポーツに関する情報発信を  
するもの
- ・日 時 通年
- ・場 所 Googleサイト・X・YouTube・Instagram等
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 身体活動や運動に対して興味及び関心がある者 おおよそ1000人
- ・支出見込額 1,850円

令和7年度事業計画書  
法人の名称 特定非営利活動法人HpRun

## 1 事業活動方針

事業活動をより持続可能性のあるものとし、安定して特定非営利活動を行うことを方針とする。

## 2 特定非営利活動に係る事業内容

### (1) 身体活動や運動に関する事業

#### ①身体活動や運動の機会を設ける事業

- ・内 容 ジョギングや鬼遊び、ボール運動などをするもの
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内・神奈川県藤沢市内・神奈川県大和市内等
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 身体活動や運動に対して興味及び関心がある者 おおよそ20人
- ・支出見込額 6,000円

#### ②身体活動や運動をする環境の保全を図る事業

- ・内 容 ごみ拾い等をするもの
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内・神奈川県藤沢市内・神奈川県大和市内等
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 身体活動や運動に対して興味及び関心がある者 おおよそ20人
- ・支出見込額 0円

### (2) 保健及びスポーツに関する事業

#### ①保健及びスポーツに関する情報発信をする事業

- ・内 容 ソーシャルネットワーキングサービス等で保健及びスポーツに関する情報発信をするもの
- ・日 時 通年
- ・場 所 Googleサイト・X・YouTube・Instagram等
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 身体活動や運動に対して興味及び関心がある者 おおよそ1000人
- ・支出見込額 1,850円

令和6年度活動予算書  
成立の日から令和7年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人HpRun  
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	50,000		
経常収益計			60,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
施設利用費	4,000		
用品費	5,145		
宣伝費	1,850		
その他経費計	10,995		
事業費計			10,995
2. 管理費	0		
(1) 人件費			
役員報酬	1,000		
人件費計	1,000		
(2) その他経費			
会議費	1,560		
その他経費計	1,560		
管理費計			2,560
経常費用計			13,555
当期経常増減額			46,445
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			46,445
次期繰越正味財産額			46,445

令和7年度活動予算書  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人HpRun  
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	50,000		
経常収益計			50,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
施設利用費	6,000		
宣伝費	1,850		
その他経費計	7,850		
事業費計			7,850
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,000		
人件費計	1,000		
(2) その他経費			
会議費	1,560		
その他経費計	1,560		
管理費計			2,560
経常費用計			10,410
当期経常増減額			39,590
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			39,590
前期繰越正味財産額			46,445
次期繰越正味財産額			86,035